平成２４年（フ）第１０９号
長野県諏訪市大字中洲3064番地５　ハイツエルＡ101号
債務者　比屋根良栄
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４０３号
大分市南津留４番６号　第２トーエイビル303
債務者　小園　貴男
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７２２号
千葉県松戸市上本郷4581番地　ベルピア北松戸第３－２－201号
債務者　豊田美智男
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７３８号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目２番21号―102号　天王台フラット
債務者　滝口　理恵
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７４９号
千葉県松戸市新松戸７丁目106番地の２　中村スカイハイツ203号
債務者　小林　　猛
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７７２号
千葉県松戸市日暮６丁目162番地
債務者　穐谷恵美子
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７８０号
千葉県柏市しいの木台４丁目45番地４　レクセルマンション五香第２―103号
債務者　常井　路行
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６２号
兵庫県洲本市宇原755番地１　洲本宇原鉄筋２号棟401号
債務者　宮之原則行
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第６３号
兵庫県洲本市宇原755番地１　洲本宇原鉄筋２号棟401号
債務者　宮之原美賀子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第８８号
山口県岩国市中津町２丁目20番10号
債務者　鈴木八千代
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第９６号
山口県岩国市海土路町２丁目81番18号
債務者　白石　純二
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１１３号
山口県岩国市美和町生見2230番地１
債務者　後藤　　勉
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１１７号
山口県岩国市多田1122番地
債務者　松原　誠吾
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１８６３号
名古屋市中村区太閤５丁目15番５号
債務者　鈴木　一代
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９９０号
愛知県大府市共西町７丁目282番地　スカイマンション岡田101号、従前の住所名古屋市緑区大高町字寅新田20番地の３　パレス大高202号
債務者　石澤　康夫
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０８６号
愛知県津島市立込町１丁目５番地６
債務者　中村　恭子
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１７号
愛知県日進市赤池５丁目1915番地　レオパレス赤池204
債務者　矢野由利夫
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部